

スマートハイムでんき電気受給(太陽光の売電)条件説明書

(重要事項説明書)

東京ガス株式会社
代理事業者:積水化学工業株式会社

本書面は、積水化学工業(株)を代理事業者として、東京ガス(株)(以下「当社」といいます。)がお客さまの太陽光発電設備から生まれた電気を買取の際の受給条件等、重要な内容についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。

I 電力受給契約

1. 受給契約の申込みおよび受電側接続検討

(1) 発電者は、次の事項を明らかにして、原則としてそのご本人から、当社所定の様式にて受給契約の申込みをしていただきます。ただし、当社が別途認めた場合については、電磁的方法、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、申込みの内容については、当社と発電者との協議により修正していただく場合があります。

- ①設置場所(受電地点特定番号、供給地点特定番号等を含みます。)
- ②発電設備等の概要
- ③最大受電電力(低圧で連系する場合は除きます。)
- ④電気需給契約等の内容
- ⑤受給開始希望日
- ⑥料金の振込先口座
- ⑦これまでの売電実績がある場合は、その実績がわかる書類等
- ⑧契約者および発電者に関する契約に必要な内容
- ⑨その他必要な事項

(2) 一般送配電事業者との間で系統連系受電契約を締結し、一般送配電事業者に対して自ら系統連系受電サービス料金を支払うことを承諾していただきます。

2. 受給契約の成立および契約期間

(1) 受給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立します。
(2) 原則として、申込みがなされる契約の対象となる発電設備等は、再生可能エネルギー買取制度を満了したもので、当該制度による認定から変更がないものとします。変更をともなう申込みの場合は、発電者の責任において当該一般送配電事業者の託送約款等に定める変更の承諾を得ていただきます。当社は、発電量調整供給契約の申込みに係る当該一般送配電事業者による承諾を確認のうえ、(1)による受給契約の成立前に、変更申込みのうち接続に係る規定に関する申込みを承諾し、このときに、受給契約はその承諾の限りにおいて、一部成立します。
(3) 契約期間は、次によります。

- ①契約期間は、受給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までとします。
- ②契約期間満了に先だって発電者または当社から別段の意思表示がない場合は、受給契約は、1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

3. 電気方式、周波数等

電気方式、周波数、標準電圧、責任分界点および財産分界点は、次のとおりとします。

- (1) 発電者が一般送配電事業者との接続供給契約に属している場合は、その接続供給契約と同一とします。
- (2) 発電者が一般送配電事業者と電気需給契約を締結している場合は、その電気需給契約と同一とします。

4. 電力受給の開始

(1) 当社は、発電者の受給契約の申込みを承諾したときには、受給準備その他必要な手続きを経たのち、受給開始日より電力受給を開始します。この場合の受給開始日は、以下のとおりとします。

- ①他の受給契約事業者からの切り替えにより電力受給を開始する場

合は、原則として、当社所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日とします。ただし、記録型計量器が設置されている場合はこの限りではありません。

②引越し(転入)等の理由で、新たに電力の受給を開始する場合は、原則として、発電者の希望する日とします。

(2) 従前の受給契約先事業者および当該一般送配電事業者の都合、非常変災等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定められた受給開始日に電力受給を開始できないことがあります。

5. 電力受給にともなう発電者の協力

- (1) 当社は、発電者に、託送約款等における発電者に関する事項を遵守していただきます。
- (2) 当社は、託送約款等にもとづき、当該一般送配電事業者から当社が電力受給を制限または中止するために必要な措置を講ずることを求められた場合は、発電者に当該措置を講じていただきます。
- (3) 当社は、必要に応じて、発電者から発電設備等の発電電力量等を記録した受発電日誌等を提出していただきます。
- (4) 当社は、必要に応じて、発電者から発電設備等の発電計画を提出していただきます。

5の2. 系統連系受電契約の締結

- (1) 当社は、一般送当該一般送配電事業者を代理して、発電者との間で、系統連系受電契約を締結いたします。
- (2) 発電者が新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、発電者が契約の締結または変更について、当社に対して申し出ていただきます。
- (3) 当社は、発電者が系統連系受電契約の変更を当社に申し出た場合に、発電量調整供給契約の変更として一般送当該一般送配電事業者へ申し出いたします。
- (4) 一般送当該一般送配電事業者が発電者との系統連系受電契約を解約される場合、当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更いたします。
- (5) 発電者は、発電者が系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送当該一般送配電事業者が無償で受電することについて承諾するものとします。
- (6) 発電者の料金についてはそのつど、発電者から当該一般送配電事業者へ支払いを行なっていただきます。またその支払いに関しては、当該一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から当該一般送配電事業者へ支払っていただきます。
- (7) 発電者は、当該一般送配電事業者に、系統連系受電契約において、系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金を支払うものとします。

II 電力買取料金メニュー等

6. 電力買取料金メニュー

電力買取料金メニューに関する詳細事項は、電力買取料金メニュー定義書にて定めます。受給契約および電力買取料金メニューに付帯して提供する付帯メニューに関する詳細事項は、付帯メニュー定義書にて定めます。

7. オプションサービス

(1) 発電者は、当社または当社が委託するサービス提供会社がオプションサービスを提供する場合に、別途定める規約に従って当該オプションサービスを利用いただけます。

(2) オプションサービスの適用条件、適用期間等の内容については、その変更や中止等も含めて、当社ホームページ等でお知らせします。



